

内部統制

業務全体を適正・効率的に運営するため、「内部統制基本方針」のもと、態勢の整備を進めています。

内部統制の方針

当社は、会社法の施行に対応し、2006年4月1日付で、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」として制定しました。

また、内部統制態勢の整備の一環として、同年4月に内部統制委員会を設置しました。同委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として、内部統制態勢の整備・運営を推進し、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応等に関する事項についての確認・審議を行います。内部統制委員会は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当役員で構成され、原則毎月開催されます。

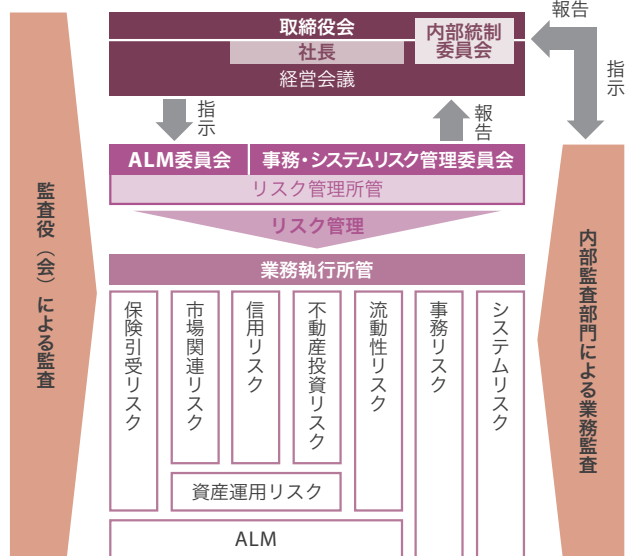
内部統制基本方針	
1	法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2	顧客情報、株主情報、重要事実、限定情報等の情報資産を適切に保護管理すること
3	リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
4	反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
5	子会社等における業務の適正を確保すること
6	財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
7	業務監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

リスク管理

業務運営を健全かつ適切に保ち、保険契約上の責務を確実に履行するため、さまざまなリスクを把握・評価し、それに基づいた的確な対応を行うことがリスク管理の基本的な考え方です。

具体的プロセスとして、まずリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」に分類しています。そして組織・ルールを整備し、それぞれのリスク特性に応じた管理に取り組んでいます。あわせて、通常のリスク管理では対処できないような大地震等の発生に備え、危機管理、大規模災害リスクの管理等に関する態勢の整備を行っています。

リスク管理に関する組織体制



■ リスク管理態勢の整備

事業運営を通じて発生する各種リスクに対しては、それぞれのリスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する態勢を整備しています。あわせて、全社のリスクを統合的に管理する組織としてリスク管理統括部を設置し、内部管理態勢の強化を図っています。これらのリスク管理の有効性・適切性については、業務監査部が監査しています。また取締役会は、リスク管理状況の報告を踏まえて意思決定を行い、監査役は会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

■ 財務健全性のコントロール

当社では、自己資本等の財務基盤とリスクが顕在化した場合の予想損失金額を会社全体で管理するなど、財務健全性の向上に努めています。特に、資産と負債の特性を十分に認識した収益・リスク・資本のマネジメントが重要であるとの観点から、ALM*委員会を設置し、資産と負債の統合的な管理を行う態勢を整備しています。

※ ALM：Asset Liability Management（運用資産と負債（保険契約）を適切にコントロールしていく仕組み）

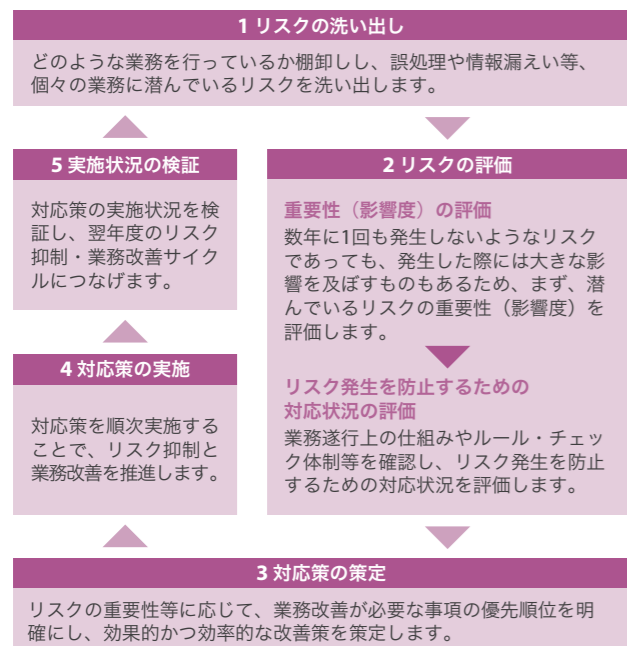
■ 内部統制の実効性を高めるセルフ・アセスメント

当社では、業務上のリスクに対する内部統制全般の実効性を高めることを目的に、リスクの洗い出しと評価の手法を体系化・標準化した「内部統制セルフ・アセスメント（CSA*）」を実施しています。CSAでは、日常の業務に潜む「事務リスク」「システムリスク」等の「オペレーショナル・リスク」を対象としており、業務ごとにリスクの状況を把握した上で、より大きなリスクから優先的に対応策を策定し順次実施していくことで、リスクの抑制や業務改善を推進しています。

CSAは取り組みの手法を充実させつつ本社全部門と全国の支社で毎年実施しており、業務改善を推進する全社運動として定着しています。

※ CSA：Control Self Assessment

リスク抑制・業務改善のサイクル



■ 事業継続計画(Business Continuity Plan)

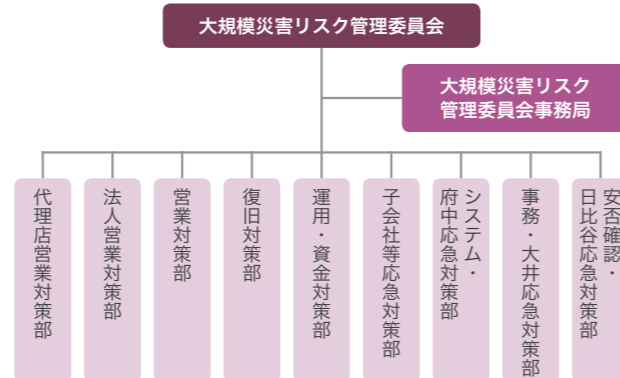
当社では、大地震発生時等にお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、平時より大規模災害リスク管理委員会等を設置し大規模災害に備えています。

また、事業継続計画を含む危機管理計画に関する規程・基準書を策定するとともに、首都直下地震等の大規模地震を想定した訓練をはじめとする各種訓練の実施や、被災に備えたシステムデータのバックアップの実施等、本社・支社が被災した場合でも保険金等のお支払いを適切に行える態勢を整えています。

2009年度に実施した各種訓練

目的	実施訓練
職員安否・初動確認	全社安否確認・初動対応訓練
	日比谷応急対策訓練
	大井応急対策訓練
	首都直下地震を想定した対策本部初動訓練
	府中応急対策訓練
インフラ確認・復旧	新型インフルエンザ対策訓練
	システムバックアップ機能確認
	ビル管理会社との連絡体制確認
事務継続	府中・大井各電算室火災訓練
	保険事務継続訓練
総合訓練	運用・資金事務継続訓練
	東海・東南海・南海地震訓練

災害対策の体制



■ 新型インフルエンザへの対応

病原性の高い新型インフルエンザのパンデミック時においても、保険金・給付金等のお支払いや保全事務等のサービスを安定的にお客さまに提供するため、事業の継続に関する対応を定めた「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策基準書」を策定するとともに、マスク・消毒液等の対策物資の備蓄等を行いました。

コンプライアンス(法令等遵守)

当社では、法令や社会的規範等を遵守した事業活動を行うことが社会的責任を果たすための大前提であると認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、全社を挙げて推進しています。

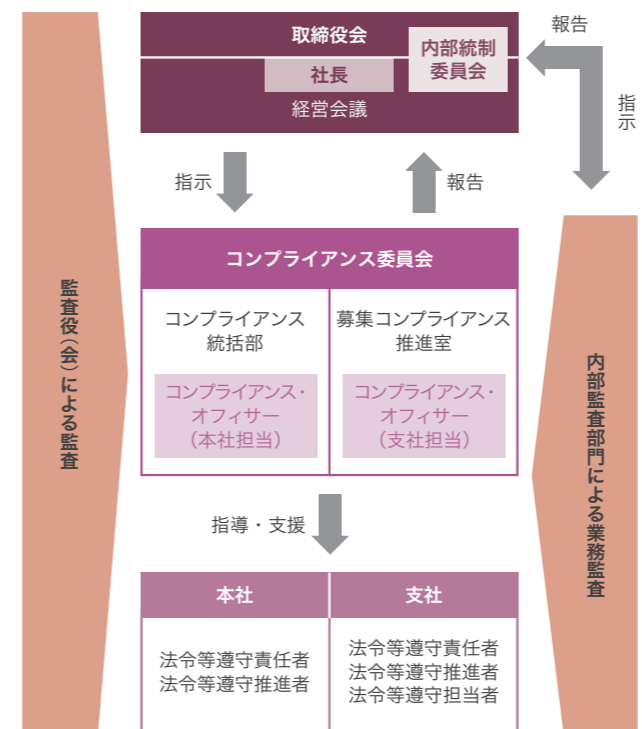
■ コンプライアンス推進態勢

コンプライアンスに関する推進状況は、コンプライアンス委員会や経営会議等で定期的に検証を行い、経営層が主体となって重要なルールの見直し等を行う態勢としています。

各部・各支社では、所属長が法令等遵守責任者としてコンプライアンス推進の責任を担い、法令等遵守推進者を中心に職員教育等コンプライアンスを推進しています。

また、迅速・的確に問題解決を図るため、各職員が直接相談する専門の社内窓口を設置しています。さらに2010年4月には、社外の弁護士が直接相談を受け付ける体制も整備し、一層の態勢強化を図りました。

コンプライアンスに関する組織体制



Web コンプライアンスに関する方針・規程等の体系

■ コンプライアンス・プログラムを核とした推進取組

コンプライアンスに関する取り組みは、年度ごとの課題に応じて策定するコンプライアンス・プログラムを核として推進しています。プログラムの取組状況は定期的に経営層が検証し、適宜課題の見直しを行っています。

また、各部・各支社のすべての所属長は、「コンプライアンス推進に関する確認書」により、半期ごとに自身と自組織の取組状況の検証を行い、認識した課題を次期のプログラムに設定して改善につなげ、常にPDCAサイクルを実践していく取り組みを行っています。

2010年4月には、法令改正や当社の株式会社化等を踏まえコンプライアンスマニュアルを改定し、全役職員に配付の上、知識教育を強化しました。

情報資産の保護・管理

当社では、お客さまの大切な個人情報等をお預かりしていることから、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、適切な情報資産保護・管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

また、情報資産保護の推進に関する主な取組事項を情報資産保護専門委員会で協議した上、コンプライアンス統括部を中心とした各担当所管にて具体策を策定し、各部・各支社の所属長である法令等遵守責任者等を通じ、全社に対する推進を図る態勢としています。

2009年度には、情報漏えい防止の観点から、インターネットメール送信や外部記憶媒体取扱い等のルールを改訂するとともに、システムのチェックを強化しました。こうしたルールの導入等に当たっては、全社で定期的に実施する研修・点検により全役職員への徹底を図っています。

2009年度の主な取り組み

2009年5月	インターネットメール送信時のセキュリティ強化
2009年9月	外部記憶媒体へのデータ書出し時のセキュリティ強化
2010年1月	職員私有パソコンにおける会社情報の利用禁止の強化
2010年4月	株主さま個人情報保護方針の制定・公開

子会社等における業務の適正の確保

当社は、子会社等の取締役会等による意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況等を確認しています。また、子会社等の業務の適正を確保する観点から、必要な社規・ルール等を整備するとともに、子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議、内部統制委員会等に報告しています。

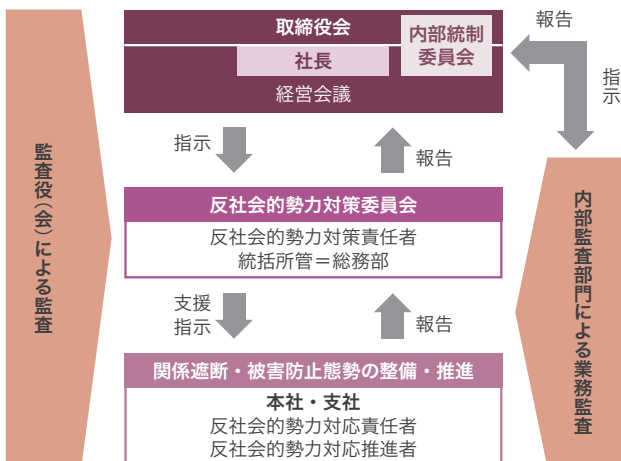
反社会的勢力による被害の防止

当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体で対応することとし、一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力による被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について内部統制基本方針に規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を2008年4月1日付で制定しました。さらに、基本方針・規程に基づき、「反社会的勢力対策基準書」を2009年5月1日付で制定し、役職員が遵守すべきルールや反社会的勢力との関係遮断・被害防止に向けた具体的な取り組みの詳細について明確化しています。

各部・各支社では反社会的勢力対応責任者および反社会的勢力対応推進者を定め、反社会的勢力からの不当要求等には、責任者・推進者を中心に統括所管である総務

反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する組織体制



部および外部専門機関と連携の上、組織として適切な対応を図る態勢としています。

財務報告に係る内部統制

2010年4月の株式上場に伴い、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制への対応を行っています。

財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制等の内部統制の有効性の評価を実施した結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書とあわせて提出しました。

また、内部統制報告書の適正性を確認するため、会計監査人による内部統制監査を受けています。

業務監査による内部統制等の適切性・有効性の検証

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、業務監査により内部統制等の適切性・有効性を検証しており、以下のような態勢を構築しています。

■ 業務監査態勢等の整備

内部統制基本方針のもと、業務監査の基本的事項や実施要領等に関する規程を制定し、全役職員に公開しています。

各業務執行所管や募集代理店に対する業務監査組織として業務監査部を設置し、各業務執行所管や募集代理店から独立した組織として業務監査を実効性のあるものとしています。

■ 業務監査の実施

事業年度ごとに取締役会において重点業務監査項目等の業務監査の大綱を決定し、これを基に業務監査の年度実施計画を業務監査部担当執行役員が決定しています。業務監査結果を定期的に取締役会等において経営層に報告するとともに、被業務監査組織には速やかに改善計画の立案を求め、改善計画の実施状況の管理を行うことで、業務監査を通じた改善を推進しています。